

平成17年度第3四半期決算に係る計算書類(四半期計算書類)について

- 資金管理センターは、資金管理業務を実施するに際して透明な運営を行うという観点から、四半期毎に決算を実施し、監査法人のチェックを受けることとしている。
- 一方、公益法人会計においては、四半期決算に関する一般に公正妥当と認められた基準はないため、監査法人より四半期計算書類について一定の合意された手続きの実施を受け、その結果の報告を受けることとしている。
- 一定の合意された手続きは49の手続きから構成されており、会計監査法人の「四半期計算書類に対する報告書」に具体的に記載されている。
実施された手続きおよび結果を例示すれば以下のとおりである。
 - ・ 計算書類の記載が、予算書、総勘定元帳と合致していることが確かめられた。
 - ・ 重要な会計方針が一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、四半期計算書類の各項目が当該会計方針に準拠し、四半期計算書類の各項目が当該会計方針に準拠して適切に処理されているか否かについて質問を受け、適切に処理されている旨回答した。
 - ・ 四半期の計算書類を閲覧され、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準じて作成及び開示が行われているかどうかについて概括的に把握された。
 - ・ 事業費について、1件20百万円以上のものについて、証票との突合が実施され、対象となった事業費は適切に会計処理されていることが確かめられた。
- 「平成17年度第3四半期決算に係る計算書類(四半期計算書類)」は、上記の手続きを実施した結果、その限りにおいては、平成17年度における再資源化預託金等特別会計、資金管理料金特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の第3四半期の計算書類が一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していないと認められる事項は発見されなかったという監査法人の見解を資金管理業務諮問委員会に報告するもの。

以上

四半期計算書類に対する報告書

平成18年4月14日

財団法人自動車リサイクル促進センター

理事長 平岡 正勝 殿

新日本監査法人

代表社員

公認会計士 寺尾 仁之



業務執行社員

代表社員

公認会計士 中村 雅一



業務執行社員

当監査法人は、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の監査を実施中であり、現時点においては平成17年4月1日以後のどのような期間又はどのような日現在の計算書類についても、当監査法人の監査意見を表明することはできませんが、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成17年度における資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の第3四半期（平成17年4月1日から平成17年12月31日まで）の以下の計算書類に関して、下記の手続を実施しました。

1. 資金管理料金特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
2. 再資源化預託金等特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
3. 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録

なお、財団法人の四半期決算に関する一般に公正妥当と認められた会計基準はないため、上記計算書類については、年度決算に関する一般に公正妥当と認められた公益法人会計の基準に準拠して作成されております。

これらの計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から計算書類に対する結論を表明することにあります。

下記の手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査手続ではなく、計算書類に対する監査意見を表明するための監査手続ではありません。

これらの手続を実施した限りにおいては、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成17年度における資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の第3四半期の計算書類が一般に公正妥当と認められる公益法人会

計の基準に準拠していないと認められる事項は発見されませんでした。

財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

記

(実施した手続)

全般的な手続

- (1) 前年度の決算日後の内部統制の変化について質問した。
- (2) 内部統制の有効性に関して、四半期の計算書類に重要な虚偽記載等を生じさせる可能性がある問題の有無について質問した。
- (3) 理事会の議事録並びに重要な伺書を閲覧し、重要な意思決定及び四半期の計算書類に重要な影響を与える事象の発生について把握した。また、議事録等に記載されていない重要な事実の有無について質問した。
- (4) 計算書類の記載が、予算書、総勘定元帳と合致していることを確かめた。
- (5) 会計方針に関して、以下の事項を質問した。
 - ・重要な会計方針が一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に準拠しているか否か。
 - ・四半期の計算書類の各項目が当該会計方針に準拠して適切に処理されているか否か。
 - ・当該会計方針が継続して適用されているか否か。
 - ・簡便な決算手続を採用していないか。
- (6) 偶発債務及び偶発損失の有無について質問した。
- (7) 後発事象の有無について質問した。
- (8) 四半期の計算書類を閲覧し、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準じて作成及び開示が行われているかどうかについて概括的に把握した。また、質問、議事録の査閲等により発見された事項で、四半期の計算書類に対して重要な影響を与える事項に係る会計処理及び開示の方針について質問した。
- (9) 四半期の計算書類上の数値について、増減分析、予算との乖離の状況の分析を行い、必要に応じて質問等を実施した。

資金管理料金特別会計

- (10) 現金預金残高のうち、現金残高については、出納簿及び金種表と帳簿残高が一致していることを確かめ、預金残高については、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- (11) 未収入金残高のうち、資金管理料金に関するものについては、未収入金管理表と突合した。上記以外のもののうち、1件当たり30万円以上のものについては証票と突合した。
- (12) 前払費用残高のうち、1件当たり30万円以上のものについて、支出時の証票と突合し、

期間按分計算が適切に行われていることを確かめた。

- (13) 貯蔵品残高のうち、リサイクル券及びスマートピットカードについては、財団法人が入手した在庫保管証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- (14) 貸倒引当金について、計算資料を入手し、計算過程について説明を受けた。
- (15) ソフトウェアについて、減価償却計算が適切に行われていることを確かめた。
- (16) 敷金について、賃貸借契約書と突合した。
- (17) 差入保証金について、証憑と突合した。
- (18) 退職給与引当預金残高について、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- (19) 未払金及び長期未払金残高のうち、事業者委託手数料に関するものについては、委託手数料未払金管理表と突合した。消費税等については、計算資料を入手し、計算過程について説明を受けた。上記以外のもののうち、1件あたり2百万円以上のものについて、証票と突合した。
- (20) 未払費用残高については、借入金の未払利息が契約条件に基づき適切に計算されていることを確かめた。
- (21) 預り金残高のうち、リース会社等預託実務代行預り金については、預り金勘定明細書と突合した。再資源化預託金等特別会計預り金については、未収入金管理表と突合した。
- (22) 借入金残高について、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- (23) 退職給与引当金について、退職給与の第2四半期末要支給額に相当する金額が計上されていることを確かめた。
- (24) 事業収入のうち、資金管理料金収入については、預託金預り収入等管理表と突合した。上記以外のもののうち、1件あたり5百万円以上のものについて、証票と突合した。
- (25) 事業費について、1件あたり20百万円以上のものについて、証票と突合した。
- (26) 管理費について、1件あたり10万円以上のものについて、証票と突合した。
- (27) 敷金差入支出について、賃貸借契約書と突合した。
- (28) 差入保証金支出について、証憑と突合した。
- (29) 長期未払金支払支出について、証票と突合した。
- (30) 借入金返済支出について、預金取引明細表と突合した。
- (31) 特定預金支出について、特定預金口座の普通預金通帳における入金額と一致していることを確かめた。

再資源化預託金等特別会計

- (32) 未収入金については、預託金の未収入金については、未収入金管理表と突合した。また、再資源化預託金等特定資産の未収利息については、約定システムから出力された未収収益明細表と突合した。

- (33) 再資源化預託金等特定資産残高のうち、預金残高については、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。有価証券については、債券残高明細表と突合し、また、保有する債券の銘柄、額面金額については、財団法人が入手した信託財産運用状況報告書と債券残高明細表が一致していることを確かめた。
- (34) 未払金のうち、輸出事業者向け預託金返還については、輸出事業者向け預託金返還管理表と突合した。
- (35) 有価証券取得未払金については、証券会社からの取引明細と突合した。
- (36) 未払再資源預託金等利息については、未払再資源預託金等利息管理表と突合した。
- (37) 再資源化等預託金及び情報管理預託金については、リサイクルシステムから出力された再資源化預託金等残高集計表と突合した。
- (38) 預託金預り収入については、預託金預り収入等管理表と突合した。
- (39) 特定資産運用収入のうち、債券利息の入金額については、30 件について、証券会社からの取引明細と突合した。また、未収利息については、約定システムから出力された未収収益明細表と突合した。
- (40) 特定資産取崩収入については、預託金払渡額、輸出返還額及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計繰入額と、約定システムから出力された債券取引明細表による債券購入時の経過利息の支払額の合計額と一致することを確認した。
- (41) 再資源化等預託金払渡支出については、リサイクルシステムから出力された仕訳票（再資源化預託金等払渡：月次・帳票サマリー）と突合した。
- (42) 情報管理預託金払渡支出については、リサイクルシステムから出力された情報管理料金の払渡し通知書の控えと突合した。
- (43) 輸出返還支出については、預託金返還に伴う会計確認明細書と突合した。
- (44) 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計繰入支出については、経済産業大臣及び環境大臣による平成 17 年 9 月 30 日付の「指定再資源化機関に対する特定再資源化預託金等の出えんの承認について」と突合した。
- (45) 特定資産組入支出については、預託金の入金額と特定資産運用収入の入金額の合計額と一致することを確認した。

承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計

- (46) 特定再資源化預託金等及び再資源化預託金等特別会計繰入収入については、上記（44）で検討した承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計繰入支出の金額と一致することを確認した。
- (47) 特定再資源化預託金等特定資産取崩収入については、特定資産口座の普通預金通帳における出金額と一致していることを確かめた。
- (48) 特定再資源化預託金等出えん支出については、出えん通知書と突合した。
- (49) 特定再資源化預託金等特定資産組入支出については、特定資産口座の普通預金通帳にお

ける入金額と一致していることを確かめた。

以上